

保護者 各位

江東区保育課入園係

保育の必要性の認定の現況調査について（依頼）

平素より、本区の保育行政にご理解・ご協力を賜りありがとうございます。

現在、認定されている教育・保育給付認定又は施設等利用給付認定にかかる認定要件の確認のため、下記の書類のご提出をお願いいたします。認可外保育施設等を利用されている方の今後の江東区認可外保育施設等保護者負担軽減補助金（以下「補助金」といいます。）の受給に必要な手続きとなりますので、必ず提出期限までにご提出ください。

なお、この手紙を送付している方は「令和5年度補助金受給者」ですので、現在は私立幼稚園などに転園をしており、今後補助金受給の必要がない方は入園係までお知らせ下さい。

※ お問い合わせやご提出前に裏面の注意事項を必ずお読みください。

1. すべての方にご提出いただく書類

● 0～2歳児クラスのうち令和5年度住民税課税世帯

・「令和5年度 教育・保育給付認定届出書」（同封のものA面をご使用ください）

● 0～2歳児クラスのうち令和5年度住民税非課税世帯（※1）

・「令和5年度 施設等利用給付認定届出書」（同封のものB面をご使用ください）

● 3～5歳児クラス

・「令和5年度 施設等利用給付認定届出書」（同封のものB面をご使用ください）

2. その他該当する場合にご提出いただく書類

▶▶ 直近で入園係に届け出ている内容から変更がある方

- ・「認定変更申請書 兼 届出事項変更届」（同封のもの）
- ・「保育を必要とする証明」（詳細は区ホームページをご覧ください）

▶▶ 上記（※1）の世帯のうち、令和5年1月1日時点で江東区に住民票がない方

・「令和5年度住民税非課税証明書」（※）

※ 令和5年1月1日時点の住民登録地で発行可能です。

※ 非課税証明書のご提出がなく、非課税世帯か確認ができない場合、9月より教育・保育給付認定に切り替わる場合がございます。

必ず裏面もご確認ください

3. 保護者の「保育を必要とする証明」について

直近で入園係に届け出ている内容から変更がある場合に限り、同封の変更届と併せて変更のあった保護者の「保育を必要とする証明」をご提出ください。

4. 提出期限（厳守）

令和5年7月31日（月） 郵送等必着

（豊洲シビックセンターでは書類の受付はできませんのでご注意ください。）

5. 注意事項（必ずお読みください）

- 提出期限までにお手続きがない場合は、今後の補助金が受給できなくなる可能性がありますのでご注意ください。
- 補助金の受給のために、保育の必要性の認定を受けているお子様が2人以上いる場合、提出書類は1部で構いません。
- 提出書類に問題がなく、引き続き保育の必要性の認定が可能な場合は、区から個別のご連絡はいたしませんのでご了承ください。
- 保護者の「保育を必要とする証明」を提出する場合、就労証明書等の様式については区ホームページからダウンロードが可能です。
- 現在求職中で認定を受けている方が今回の現況調査で求職中である旨を記載いただいても、認定有効期間の更新はできませんので、認定有効期間終了月末までに更新手続きを行ってください。
- 令和5年4月以降に保育の必要性の認定を受けている方や、すでに認定有効期間が切れている場合など、一部のご家庭は本お手続きの対象外となっています。

6. その他

- 本お手続きはマイナポータル「ぴったりサービス」による電子申請が可能です。詳細は区ホームページをご覧ください。
- 保育の必要性の認定についての各お手続き（保護者の状況の変更等）の詳細は区ホームページに掲載中の「認可外保育施設等を利用されている方への補助金（令和5年度）」をご参照ください。



↑ 認可外の補助金について。

【お問い合わせ先】

（保育の必要性の認定について）

江東区保育課入園係

TEL 03-3647-4934

（補助金制度、補助金の支給について）

江東区保育課保育支援係

TEL 03-3647-9084